

## 誘導車配置条件の改正及びガイドラインに関する Q&A(よくあるお問い合わせ)

### 配置条件の改正全般について

Q1. 今回の改正のポイントを教えてください。

A1. 特殊車両の通行許可において、誘導車の配置条件が付される場合があり、これまでは許可車両の前後計 2 台の誘導車を配置することとなっていました。今回の改正により、誘導車の運転者が講習を受けていることを条件に、誘導車の配置を、橋などで重量 C 又は D 条件が付される箇所は後方に 1 台、交差点などで寸法 C 条件が付される箇所は前方に 1 台配置することとなりました。改正内容は、令和 3 年 3 月 29 日施行です。

Q2. 経過措置について教えてください。

A2. 令和 3 年 3 月 29 日から 1 年間は、これまでどおり、講習を受けていない者が運転する誘導車 2 台を前後に配置し、通行することも可能です。また、すでに許可を受けて誘導車 2 台の条件が付されている者であっても、令和 3 年 3 月 29 日以降は、講習を受けた者が誘導する場合は 1 台でも可能となります。

Q3. 講習を受けていない者が 1 台で誘導したら、どうなるのか。

A3. 講習を受けていない者が 1 台で誘導した場合は、許可条件違反となり、行政指導や罰則等の対象となります。

Q4. 橋などで重量 C 又は D 条件が付される箇所は後方に 1 台誘導車を配置することとなっているが、これまで前後 2 台必要だったものが、なぜ後方だけになったのか。今まで前方の誘導車が担っていた前方車両の確認は、誰が担うのか。

A4. 今回の改正は、特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて、誘導等に係るガイドラインを作成するとともに、特殊車両の運転者と講習を受講した誘導車の運転者の緊密な連携を前提に、特殊車両の通行許可に付される誘導車の配置条件を合理化するものです。

重量 C・D 条件の場合、特殊車両は、自ら前方の他の車両との距離を十分に確保する等、同一径間内を他の車両と同時に通行しないことが必要となります。

Q5. 現行、寸法 C 条件と重量 D 条件が両方付される箇所があるが、改正後の取り扱いはどうなるか。

A5. 寸法 C 条件と重量 D 条件の両方の条件が付される箇所がある場合には、改正後も道路管理者から寸法 C 条件と重量 D 条件が両方付されることとなり、当該箇所においては、前後の誘導車配置が必要となります。

「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」について

Q1. ガイドライン P4 に記載されているマグネット式ステッカーの寸法は、示されているサイズ以外は認められないのか。

A1. ガイドラインに記載しているステッカーの表示内容やサイズは例示であるため、対向車等に誘導中であることを分かりやすく表示できるものであれば、同じでなくても構いません。

Q2. 受講修了書の携行は、紙でなく電子媒体でも問題ないか。

A2. スマホやタブレット等において、電子媒体で携行することも可能です。